

別紙59

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の [] は全幅を示す。

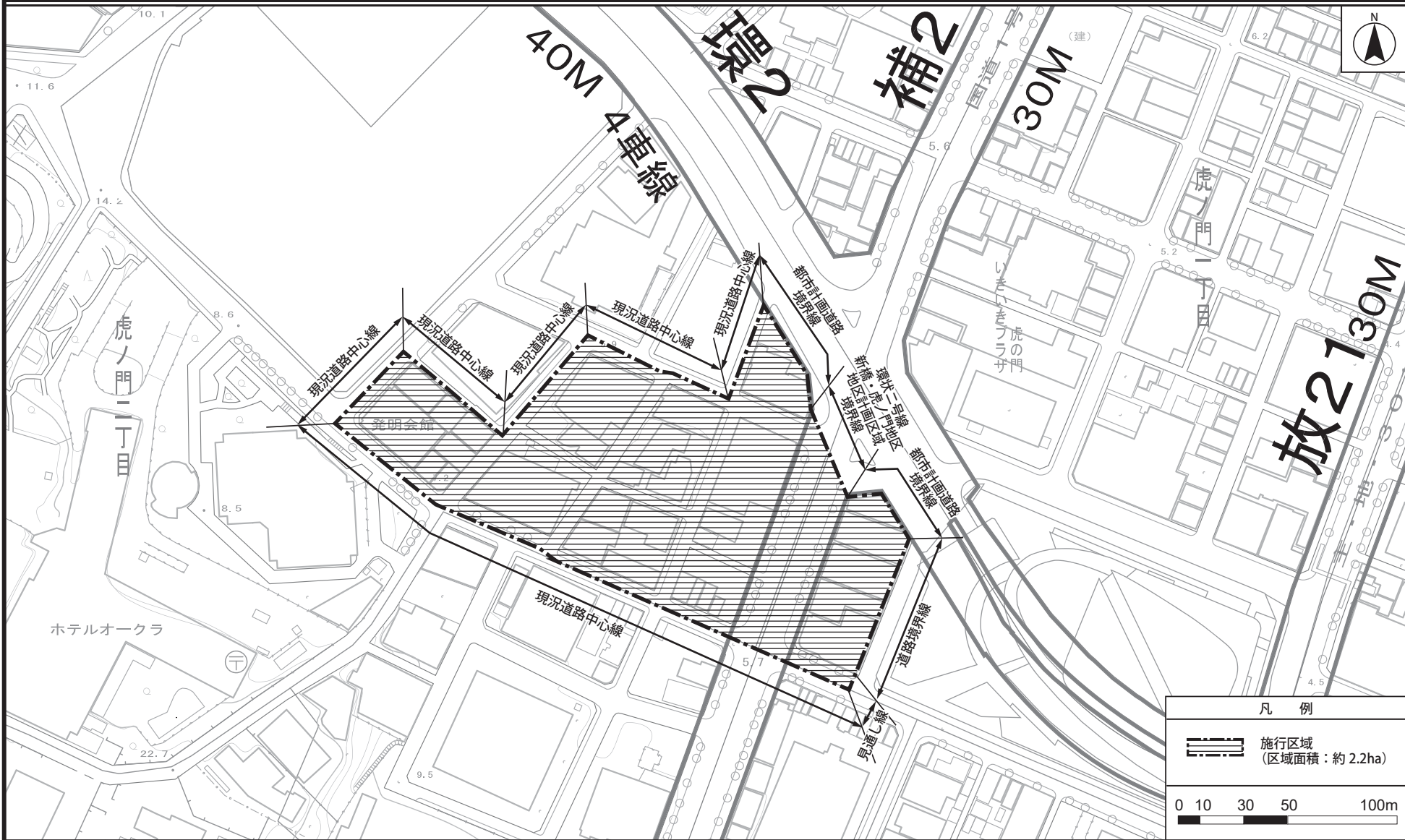
名 称		虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.2ha				
公共施設の配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第 2 号線	別に都市計画に定めるとおり。		拡幅
		区画道路	地区幹線道路 1 号	幅員 7.9～9.5m [15m] 延長 約 200m		拡幅
			区画道路 1 号	幅員 4.5～11m [11m] 延長 約 100m		既設 (再整備)
			区画道路 2 号	幅員 6.8～11m [11m] 延長 約 80m		拡幅
			区画道路 3 号	幅員 5m [12m]、延長 約 30m		既設
			区画道路 4 号	幅員 2.5m [4m]、延長 約 40m		拡幅
			区画道路 5 号	幅員 7.5～8.5m [15～16m]、延長 約 30m		拡幅
			区画道路 6 号	幅員 5m [8m]、延長 約 35m		拡幅
	公園	公園	公園 1 号	約 750 m ²		新設
建築物の整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の 高さの限度	備 考
	A-1	約 8,000 m ²	約 237,000 m ² [約 197,100 m ²]	事務所、店舗、ホテル、 駐車場等	高層部：265m 中層部 A：100m 低層部 A：50m	高さの基準点は T.P. +7.5m とする。
	A-2	約 1,700 m ²	約 8,800 m ² [約 7,300 m ²]	店舗等	低層部 B：30m	高さの基準点は T.P. +6.0m とする。
	A-3	約 1,100 m ²	約 7,900 m ² [約 6,400 m ²]	事務所、住宅、店舗、 駐車場等	中層部 B：70m	高さの基準点は T.P. +7.5m とする。

建築敷地の整備	街区	建築敷地面積	整備計画
	A-1	約 9,900 m ²	・新駅と一体となった立体的な駅広場を整備する。 ・新駅と周辺市街地と連携した安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、地上・地下の歩行者通路や歩道状空地等を整備する。 ・周辺の広場空間と連続した広場を整備する。
	A-2	約 2,500 m ²	
	A-3	約 1,600 m ²	
参考	都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画の区域内にあり。		

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度、壁面の位置の制限は計画図に示すとおり。」

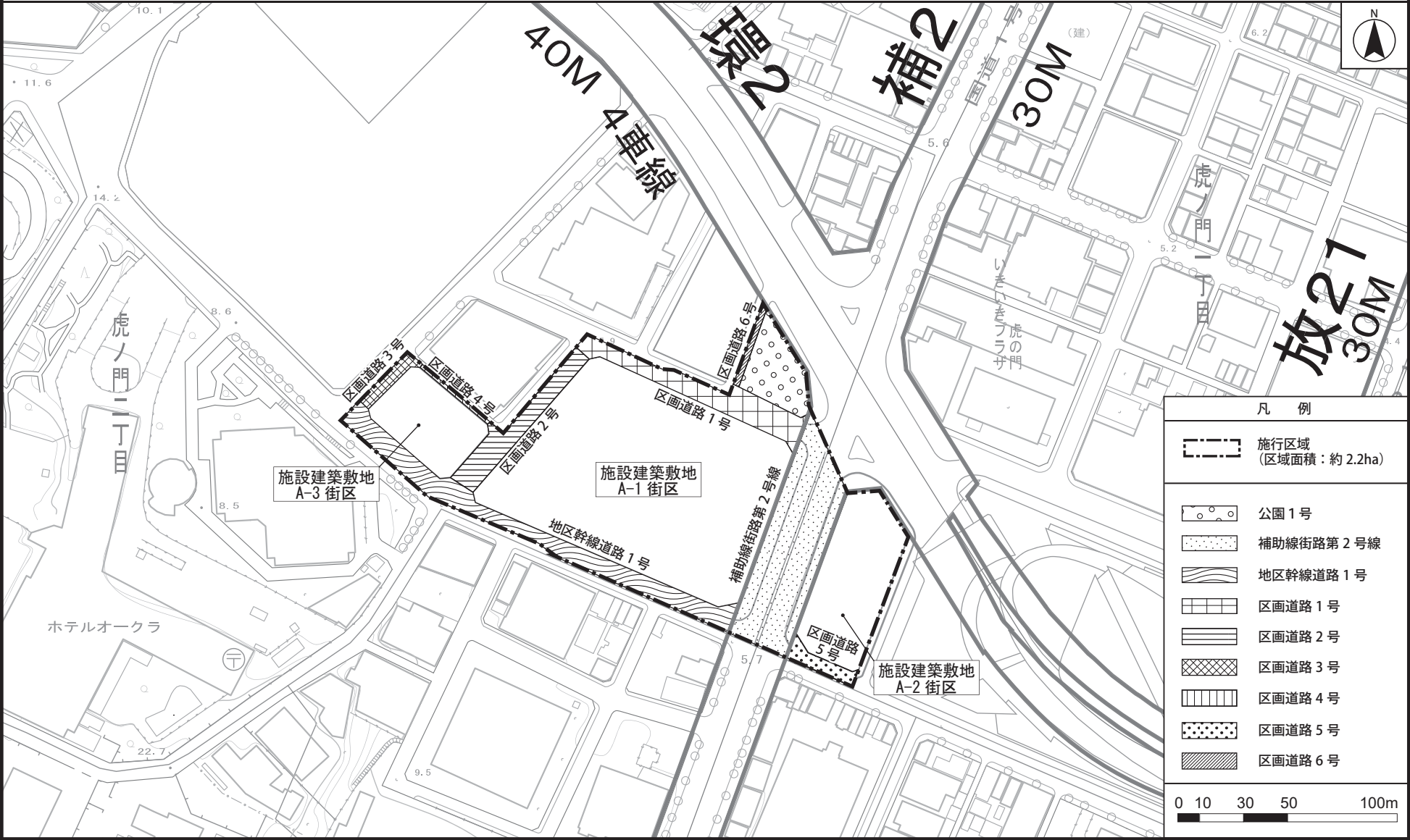
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かな魅力ある複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図1（施行区域図）



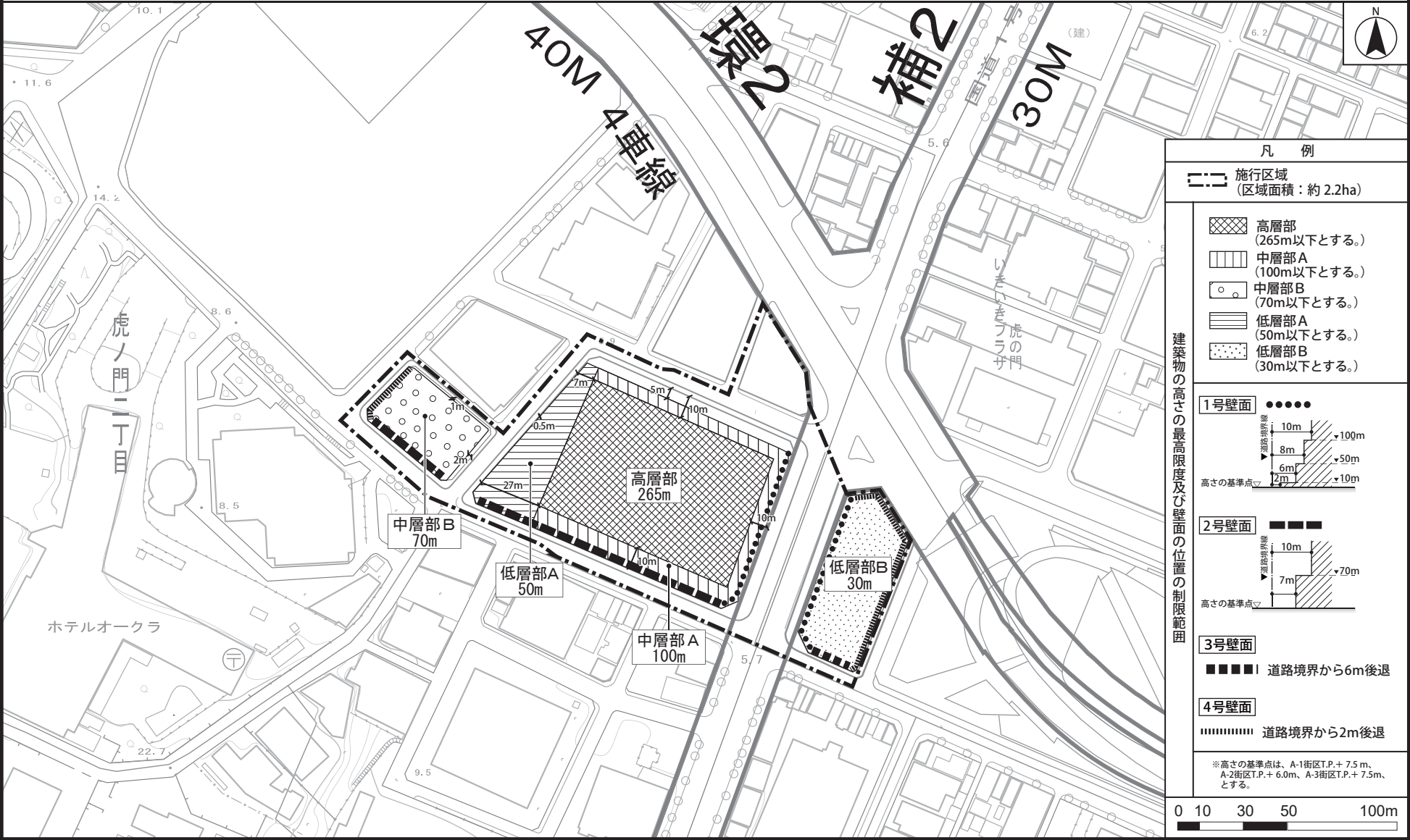
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基交著第75号・29都市基交測第44号 (承認番号) 29都市基街都第115号、平成29年7月20日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 2 (公共施設の配置及び街区の配置図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基交第75号・29都市基交第44号 (承認番号) 29都市基街都第115号、平成29年7月20日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 3 (建築物の高さの限度・壁面の位置の制限図)



凡 例

--- 施行区域
(区域面積：約 2.2ha)

■ 高層部
(265m以下とする。)

□ 中層部 A
(100m以下とする。)

○ 中層部 B
(70m以下とする。)

▨ 低層部 A
(50m以下とする。)

▩ 低層部 B
(30m以下とする。)

1号壁面 ●●●●●
高さの基準点▽
10m
8m
6m
2m
100m
50m
10m

2号壁面 ■■■■■
高さの基準点▽
10m
7m
70m

3号壁面 ■■■■■
道路境界から6m後退

4号壁面 ■■■■■
道路境界から2m後退

※高さの基準点は、A-1街区T.P.+7.5m、
A-2街区T.P.+6.0m、A-3街区T.P.+7.5m、
とする。

0 10 30 50 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基交第75号・29都市基交測第44号(承認番号) 29都市基街都第115号、平成29年7月20日